議案第４６号

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正について

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成２３年越前町条例第２号）及び越前町営体育館条例（平成１７年越前町条例第１７０号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年９月３日提出

越前町長　　髙　田　浩　樹

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部を改正する条例

（越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成２３年越前町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

（越前町営体育館条例の一部改正）

第２条　越前町営体育館条例（平成１７年越前町条例第１７０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「越前町営越前体育館　越前町梅浦第６０号１番地２」を削る。

別表中「越前町営越前体育館使用料」の表を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。